

安全保障理事会決議 2312 (2016)

2016年10月6日、安全保障理事会第7783回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 2240 (2015) および議長声明 2015/25 を想起し、

リビアの主権、独立、領土保全および国民の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

事務総長報告書 S/2016/766 を歓迎し、

海洋における活動に適用可能な法的枠組を定めている、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約に反映された、国際法を想起し、

移民を密入国させることと関連する行為と闘うための主要な国際的な法的文書としての、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (UNTOC 条約) と陸路、空路及び海路により移民を密入国させることの防止に関する議定書、並びに人身取引と闘うための主要な国際的な法的文書としての、UNTOC 条約を補足する、人、特に女子及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書をまた再確認し、

移民を密入国させる犯罪は、ある事例においては、人身取引の犯罪と幾つかの共通する特徴を共有する可能性があるけれども、加盟国は、UNTOC 条約により定義されたように、異なった法的な、運用上のそして政策的対応を必要としている、別個の犯罪であることを認識することが必要であることを強調し、

多数の犠牲者をもたらしてきた、地中海における海洋の悲劇的事件が続いていることを憂慮し、そしてそのような犠牲者は、幾つかの事例において、個人的な利益のため危険な方法によってまた人命に対する無感覚な無関心で違法な移民を密入国させることを促進した越境組織犯罪による搾取や偽情報の結果であることに懸念をもって留意し、

地中海、とりわけリビアの沿岸沖、における移民を密入国させることの現行の拡散、およびそれにより生命を危険にさらすことに深刻な懸念を表明しそして、これらの移民の中には、難民の地位に関する 1951 年条約およびその 1967 年議定書の下での難民の定義を満たす者がいる可能性があることをくり返し表明し、

亡命希望者を含むそしてその移民の地位に関わりなく、難民は、人道的にまた尊厳をもって取り扱われるべきであることそして彼らの権利は十分に尊重されるべきことをこの点で強調し、そしてこれに関連して全ての国家に対し、適用可能な場合には、国際人権法および国際難民法を含む、国際法の下での自らの義務を遵守することを促し、適当な場合には、その具体的な移民および国境安全政策を実施する場合を含めて、その移民の地位に関わりなく移民の人権を保護する国家の義務をまた強調し、

その移民の地位に関わりなく、全ての移民の人権および基本的自由、特に女性と子どものものを効果的に促進しそして保護する、また全ての移民の人権を促進することと保護することにおける移民の発生源、通過国そして目的地国の役割と責任を認識しつつ、またその脆弱性を更に悪化させるかもしれない対処方法を避けつつ、国際的な、地域的なまたは二国間の協力と対話を通してそして包括的且つ釣り合いのとれた対処方法を通して対処する必要性をこの点で再確認し、

海上における人命の安全のための国際条約と海上における捜索および救助に関する国際条約を更に想起し、

リビアにおける状況が、リビアにおける他の組織犯罪やテロリストネットワークに支援を提供し得る、リビア領域への、リビア領域を通ったそしてリビア領域からの移民を密入国させることや人身取引により、悪化させられていることに更に懸念を表明し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任に留意し、

リビア領域およびその領海を通った移民を密入国させることや人身取引の最近の拡散およびそれにより生命を危険にさらすことを防止するため適切な行動を取る国民合意政府の主要な責任を強調し、

リビアの国境管理を強化する更なる取組を支援する必要性に注意し、リビア領域を通過中の移民の流れを効果的に管理する国民合意政府の困難を審議し、そしてリビアおよび地中海地域の安定に関するこの現象の影響に対する安保理の懸念に留意し、

とりわけ FRONTEX の役割と国民合意政府を支援する EUBAM リビアの具体的な職務権限を考慮しつつ、欧州連合（EU）の加盟国を含む最も関係が深い加盟国によるまた近隣国家による現行の支援を歓迎し、

ヨーロッパに向けた違法移民と人身取引の直近のまた長期の側面の両方に対処するための効果的な国際行動の必要性を強調した 2016 年 6 月 20 日の欧州理事会総括と 2016 年 2 月 16 日のアフリカ連合平和および安全保障理事会の報道声明を認め、

EUNAVFOR Med ソフィア作戦の職務権限を延長しそしてとりわけ人の密売と取引を防止するため、海における法執行においてリビアの沿岸警備隊と海軍に対する能力構築援助を含む職務権限と訓練を拡張する、2016 年 6 月 20 日の欧州連合理事会の決定に留意し、

移民関連問題についての EU と国民合意政府との現行の議論にさらに留意し、

移民を密入国させることと人身取引により影響を受けた地域の国家に対する強い支援をまた表明しそしてその根本原因に取り組みまた移民を密入国させる者と人身取引を行う者により人々が搾取されることを防ぐため、国際的連帯と責任分担の精神で、これらの共通な課題に対する効果的な多次的な対応を強化するため、取組の調整を増加する必要性を強調し、

適用可能な国際法の下での国家の義務の枠組の範囲内でそれらを実施するためのメカニズムを含めて、テロリズム、国際的な組織犯罪、密航者および人身取引に対処するため、包括的なまた統合された地域的なそして国の戦略、法的枠組および制度の策定において、要請に基づいて、地域の国家を支援する必要性を認め、

地域における密売と取引のネットワークを破壊することと移民を密入国させる者と人身取引を行う者を訴追することを含む、密航者と人身取引の両方に対処することは、発生国、通過国そして目的地

国と一緒に調整された、多角的な対処方法を要求していることを強調し、そして発生国と通過国における密航者と人身取引を阻止するための効果的な戦略を策定する必要性を更に認め、

移民は、人道的に且つ尊厳をもって取り扱われるべきことまた彼らの権利は十分に尊重されるべきことを強調し、そしてこれに関連して全ての国家に対し、適用可能な場合には、国際人権法と国際難民法を含む、国際法の下での自らの義務を遵守することを促し、

密航者と人身取引を防止し且つ闘うため、実行者を調査しそして罰するため、人身取引の犠牲者と移民に対する効果的な援助を特定しそして提供するためまた密航者と人身取引を防止しそして抑圧するため可能な限り最大限に協力するため、相当の注意義務を行使する適用可能な国際法の下での国家に義務を念頭に置きつつ、

リビアの沿岸沖の地中海における移民の密入国と人身取引の現行の拡散、およびそれにより人命を危険にさらすことに終止符を打つことの必要性を再確認し、また、これらの具体的な目的のために、国際連合憲章の第7章に基づいて行動して、

1. リビアの安定化の過程を更に損ないそして大多数の人々の生命を危うくする、リビア領域への、リビア領域を通ったまたリビア領域からの並びにリビアの沿岸沖の密航者と人身取引のあらゆる行為を非難する。

2. リビア領域またその沿岸沖への、リビア領域またその沿岸沖を通ったそしてリビア領域またその沿岸沖からの移民を密入国させることと人身取引の更なる拡散そしてそれにより生命を危険にさらすことを防止するため、その国境を守ることそしてその領域を通ったまたその領海における移民の密入国と人身取引の行為を防止し、調査しそして訴追することを含む必要とされる能力構築において、要請に基づいて、リビアを支援するための情報共有によるものを含めて、国民合意政府とまた互いに協力するという、国家としてまたは EU を含む地域的機構を通して活動している加盟国への安保理の呼びかけをくり返し表明する。

3. 加盟国および地域的機構に対し、国際的連帯と責任分担の精神で、リビアの領海においてまたリビアの沿岸沖の公海において、移民を密入国させることや人身取引の行為についての情報を共有する

こと、また国際法に従って、海で収容された移民や人身取引の犠牲者に対して援助を与えることによるものを含めて、国民合意政府と、また互いに、協力することを促す。

4. その艦艇や航空機が公海上でまたリビアの沿岸沖の空域で活動している国家および地域的機構に対し、密航者と人身取引の行為に対して注意を怠らぬことを促し、そしてこの文脈において、国家および地域的機構に対し、リビアと協力して、密航者と人身取引の行為を阻止するための自らの取組を増しそして調整することを促す。

5. 国家として活動しているかまたは移民を密入国させることと人身取引に対する闘いに従事している地域的国際機構を通して活動している加盟国に対して、国際法の下で許されているように、リビアの沿岸沖の公海で、組織的な犯罪事業により、リビアからの移民を密入国させることまたは人身取引のために用いられてきた、用いられているあるいは直ぐにでも用いられるであろうと信じるのに合理的な理由のある、膨張式ボート、救命ボートおよびレジャー用の小型ボートを含む、旗を掲げていない船舶を検査することを求める。

6. そのような加盟国に対し、リビアの沿岸沖の公海で、旗国の同意を得て、組織的な犯罪事業により、リビアからの移民を密入国させることまたは人身取引のために用いられてきた、用いられているあるいは直ぐにでも用いられるであろうと信じるのに合理的な理由のある船舶を検査することを更に求める。

7. この決議の採択の日から更に 12 か月の期間の間、決議 2240 (2015) の第 7 項、8 項、9 項および 10 項で述べられた許可およびこれらの項の内容でくり返し表明されたその他の点の期間を延長することを決定する。

8. 決議 2240 (2015) の第 7 項と 8 項に規定された許可は、リビアの沿岸沖の公海での移民を密入国させることと人身取引の状況に関してのみ適用されそして UNCLOS の下でのあらゆる権利または義務を含む、あらゆるその他の状況に関する、公海における自国船舶に対する旗国の排他的管轄権の一般原則を含む、国際法の下での加盟国の権利または義務若しくは責任に影響しないこと、また決議 2240 (2015) の第 10 項に規定された許可は、リビアの沿岸沖の公海での移民を密入国させることと人身取引に立ち向かうことにおいてのみ適用されることを再確認する。

9. この決議は、移民を密入国させることと人身取引に従事している組織犯罪事業を崩壊させまた生命の損失を防止することを意図しまた個人の人権を損なうことそして彼らが国際人権法および国際難民法の下での保護を求めることを妨げることを意図しないことを強調する。

10. 亡命希望者を含む、全ての移民は、人道的にまた尊厳を持って取り扱われるべきことそして彼らの権利は、十分に尊重されるべきことを強調し、またこれに関連して全ての国家に対し、適用可能な場合、国際人権法および国際難民法を含む、国際法の下での自らの義務を遵守することを促す。

11. 加盟国およびこの決議の第7項に言及された許可の下で行動している地域的機構に対し、漁業またはその他の合法的な活動に従事している者の生活について然るべき注意を払うことを促す。

12. 国際法および国内法の下で関連する管轄権を有する全ての国家に対し、適用可能な場合、国際人権法および国際難民法を含む、国際法の下での国家の義務に適合して、海上における移民を密入国させることと人身取引の行為について責任を有する人を捜査しそして訴追することを求める。

13. 加盟国に対し、国際的な犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する、陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書、並びに人、特に女子及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の批准または加入を考慮すること、また締約国に対し、同議定書を効果的に履行することを求める。

14. この決議の許可を利用している国家に対し、上記第7項に規定された許可を執行することにおいて着手された行動の進展について、この決議の採択の日から3か月以内にまたその後は3か月毎に、安全保障理事会に報告することを要請する。

15. 事務総長に対し、決議の実施について、とりわけ上記第7項の実施に関して、この決議の採択から11か月後に安全保障理事会に報告することを要請する。

16. 状況を再検討し続けそして更なる期間この決議に規定された許可を延長することを、適切な場合、審議する安保理の意図を表明する。

17. この問題に引き続き取り組むことを決定する。